## 骨子案について検討した際の論点

- (1) 不合理な不利益取扱いの防止やプライバシー保護の観点と事業者が行う 労働者等の安全・健康確保対策の充実の観点とで両立を図るべき。
- (2)国や自治体による政策を踏まえつつ、事業場と医療保険者による労働者の健康保持増進措置の適切な促進に寄与するように検討する必要がある (健康情報は、使用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う必要があるが、 この使用目的の範囲を過度に限定することがないよう留意が必要。)。
- (3) 個情法等の法令の規定を踏まえ、適切に定められるように検討する必要がある。
- (4)産業保健スタッフだけが把握する情報の位置付けについても検討する必要がある。
- (5) 事業主、人事労務部門、産業保健部門等以外に健康情報の取扱いに関係 する者は以下のものが考えられる。
  - 外部健診機関(がん検診の精度管理等)
  - EAP機関
  - 両立支援コーディネーター
  - 医療保険者
  - 産業保健総合支援センター及びその地域窓口(地域産保センター)等
- (6)健康情報の第三者提供の手続きや提供後の情報の取扱いについて必要な 規定は何か。
- (7)国は、原則を示した上で、健康情報の適切な取扱いを推進するために、 以下の例のようなツール等を整備すべき。
- (例) 手引き、事例集、Q&A、事業場ごとのルールの雛形